

産業建設常任委員会委員長報告

(令和元年10月1日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、
審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案、令和元年度一般会計補正予算**の本委員会
所管分ではありますが、その主な内容は、

- ・ **農林水産業費**では、ICTやロボット技術を活用した、スマート農業の導入を支援する経費として、地域営農担い手条件整備事業経費の増額補正。
- ・ **商工費**では、消費税率の引上げによる家計に与える影響の緩和や地域の消費を下支えするため、プレミアム付商品券事業経費の増額補正及び「麒麟がくる 京都大河ドラマ館」のおもてなし態勢をさらに、構築するための経費として、「麒麟がくる」推進事業経費の増額補正。
- ・ **土木費**では、京都・亀岡保津川公園の整備経費として、公園緑地整備事業費の増額補正。また、地域こん談会等の要望を踏まえ、道路維持経費、河川維持経費及び街路灯管理経費の増額補正を行うものであります。

別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、

第3号議案、令和元年度 土地取得事業 特別会計補正予算については、京都・亀岡保津川公園の事業用地としての売り払いによる収入を一般会計へ繰り出す経費を追加するものであります。

別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第4号議案、令和元年度 水道事業会計 補正予算**については、水道施設運転監視業務に係る債務負担行為について予算に定めるものであり、また、**第5号議案、令和元年度 下水道事業会計 補正予算**については、年谷浄化センター等維持管理業務に係る債務負担行為について、予算に定めるものであります。

別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第13号議案、自転車等 駐車場条例の一部改正**は、亀岡駅北 土地区画整理事業の進捗に伴い、JR 亀岡駅北口自転車等駐車場の位置を変更するとともに、使用料を改定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第14号議案、都市公園条例の一部改正**は、
保津川かわまちづくり計画に基づき整備された保津川左岸河川敷を、
新たに都市公園法に基づく都市公園として位置付けようと
するものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって
原案可決すべきものと決定しました。

なお、公園の利用に際しては、環境に配慮し、
ごみのポイ捨てを無くすための対策を講じるべき
との意見がありました。

次に、**第15号議案、水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の
一部改正**は、水道法の一部改正により指定給水装置 工事事業者の
指定に係る更新手数料を定めるとともに、下水道の排水設備に係る
指定工事事業者の更新手数料を、指定給水装置 工事事業者の
更新手数料と同額に改めようとするものであり、別段異論なく、
採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第57号議案、訴えの提起**については、
西別院町万願寺地内の市有地において、権原なく建物を建てて
土地を占有している者に対し、建物の収去と土地の明け渡しを
求めて訴えを提起しようとするものであります。

別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと
決定しました。

次に、**第59号議案、市道路線の認定、廃止及び変更**については、市道路線について、9路線を認定し、1路線を廃止し、5路線を変更しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

○道路や河川の安全・安心を確保 ○プレミアム付商品券事業の実施

一般会計補正予算（第2号）可決（全員賛成）

・道路維持経費、河川維持経費、街路灯管
理経費

3158万円増額

地域こん談会などの要望を踏まえ、緊急性や危険性の高い箇所
の安全を確保するため、亀岡市が管理する道路
や河川、街路灯を修繕・維持管理するもの。

保津川水辺公園でバーベキューの 利用が可能に

都市公園条例の一部を
改正する条例の制定

可決（全員賛成）

保津川かわまちづく
り計画に基づき整備さ
れた保津川左岸河川敷
を、新たに都市公園法
に基づく都市公園とし
て位置づけるもの。

車が横づけできる、
20区画のバーベキュー
エリアが整備され、

・プレミアム付商品券
事業経費（国事業）

3億5千万円増額

10月からの消費税

率引き上げに伴い、子
育て世帯などの消費に
与える影響を緩和し、
消費を喚起するための
経費に増額補正。申請
書の受付期限は11月
29日まで。財源内訳は、
販売収入2億8千万円、
国庫補助7千万円。

誰でもバーベキューを
楽しむことができる。

【主な質疑】

問 利用料はいるのか。

答 現段階では無料で
あるが、今後の利用状
況などにより検討して
いく。

問 ごみの放置問題に
ついての考えは。

答 関係機関と連携し
て取り組んでいく。